

産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市小倉南区上曾根新町12番12号

氏名 株式会社坪井商店

代表取締役 坪井 靖明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成28年9月4日

許可の有効年月日 平成33年9月3日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）、紙くず 以上2品目
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県朝倉郡筑前町下高場字浦ノ野2048番1

設置年月日 平成21年3月25日

処理能力 廃プラスチック類 124t/日（8時間）

紙くず 127t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年9月4日 更新許可

平成28年9月4日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市小倉南区上曾根新町12番12号

氏 名 株式会社 坪井商店

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 坪井 靖明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印



許 可 の 年 月 日 平成 29年 11月 14日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 34年 11月 13日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（圧縮）

産業廃棄物の種類

圧縮 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：圧縮

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず 以上2種類

設置場所：北九州市小倉北区高浜二丁目121番6

設置年月日：平成14年11月14日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり86.6トン（8時間）

紙くず 1日あたり98.9トン（8時間）

施設の種類：圧縮

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず 以上2種類

設置場所：北九州市小倉南区上曾根新町530番1

設置年月日：平成21年 4月 3日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり96.0トン（8時間）

紙くず 1日あたり136トン（8時間）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年11月14日 新規許可

平成19年11月14日 更新許可

平成24年11月14日 更新許可

平成29年11月14日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無